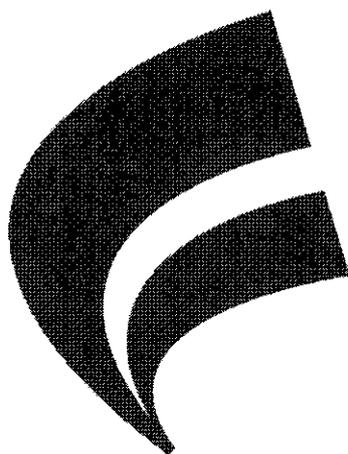


令和5年度 教育委員会

(第1回定例会)

開催日 令和5年4月7日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度4月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年4月7日(木)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館302、303会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(4月議事録：中島委員、内田委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・報告第1号
令和5年笛吹市議会第1回定例会の報告について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年5月13日(金)
午後2時～ 市民窓口館302・303会議室

報告第1号（4月）

令和5年笛吹市議会第1回定例会の
報告について

教育委員会

令和5年笛吹市議会第1回定例会日程（案）

（会期31日間）

月 日	曜日	時間	会 議 名	事 項	その他
2月 3日	金			質疑・質問通告書発送	
2月 6日	月				
2月 7日	火			質疑・質問受付開始	
2月 8日	水				
2月 9日	木				
2月 10日	金				
2月 11日	土				建國記念の日
2月 12日	日				
2月 13日	月				
2月 14日	火	10:00 15:00	議会運営委員会 議会全員協議会	会期日程等協議	告示・議案書配布
2月 15日	水		会派別意見交換会		
2月 16日	木				
2月 17日	金			・質疑・質問通告期限(正午まで) ・通告確認及び許可(15:00)	
2月 18日	土				
2月 19日	日				
2月 20日	月				
2月 21日	火	13:30	本 会 議	市長施政方針・提出議案説明	
2月 22日	水		休 会		
2月 23日	木		休 会		天皇誕生日
2月 24日	金		休 会		
2月 25日	土		休 会		
3月 26日	日		休 会		
3月 27日	月		休 会		
3月 28日	火		休 会		
3月 1日	水		休 会		県立高校卒業式（予定）
3月 2日	木	10:00	本 会 議	質疑及び代表質問	
3月 3日	金	10:00	本 会 議	質疑及び一般質問・付託	
3月 4日	土		休 会		
3月 5日	日		休 会		
3月 6日	月	10:00	本 会 議	質疑及び一般質問（予備日）	
3月 7日	火	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査）	
3月 8日	水	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査）	
3月 9日	木		休 会	（常任委員会予備日）	
3月 10日	金		休 会	委員長報告調製	
3月 11日	土		休 会		
3月 12日	日		休 会		
3月 13日	月	10:00 11:00 13:30	議会運営委員会 議会全員協議会 本 会 議	各委員会の審査報告・討論・採決	
3月 14日	火	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3月 15日	水	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3月 16日	木	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3月 17日	金		休 会		
3月 18日	土		休 会		
3月 19日	日		休 会		
3月 20日	月		休 会		
3月 21日	火		休 会		春分の日
3月 22日	水		休 会	委員長報告調製	
3月 23日	木	10:00 11:00 13:30	議会運営委員会 議会全員協議会 本 会 議	各委員会の審査報告・討論・採決	

令和5年 笛吹市議会 第1回定例会
 [議案に対する質疑及び代表質問]一覧

番号	会派名 質問者	質疑及び質問事項	答弁書 ページ
1	笛新会	1 山下市政の基本方針について	1-23
		2 令和5年度当初予算について	
		3 子育て環境の充実整備について	
		4 多目的芝生グラウンド整備検討事業の進捗状況について	
		5 産業振興と観光施策について	
	武川 則幸 議員	6 農林業の進行について	
		7 安全、安心で災害にも強いまちづくりについて	
		8 新型コロナウイルス感染症対策等について	
		9 議会の活動拠点整備について	
2	笛政クラブ	1 令和5年度当初予算について	24-34
		2 障害者基本条例の制定について	
		3 高齢者のごみ出し支援について	
		4 FUJIYAMAツインテラスの活用について	
	岡 由子 議員	5 さくら温泉通りイルミネーションの活用について	
		6 スイーツマラソンについて	
		7 図書館や文化財等でのイベントについて	
3	清心会	1 市政全般について	35-55
		2 令和5年度当初予算について	
		3 長期継続大型公共事業について	
		4 行政区要望について	
	河野 正博 議員	5 高齢者に対する行政サービスについて	
		6 みんなの広場について	
		7 多目的芝生グラウンド計画について	
		8 巨大地震に備える防災対策について	
4	誠和会	1 令和5年度当初予算編成方針について	56-68
		2 子育て、少子化対策について	
		3 観光振興策について	
	中村 正彦 議員	4 ふるさと納税について	
		5 学校給食における食物アレルギーについて	
5	公明党	1 令和5年度予算編成（重点ポイント）について	69-83
		2 笛吹市の将来展望（ランドデザイン）について	
		3 子育て支援政策について	
	中川 秀哉 議員	4 学習支援について	
		5 産業活性化について	
		6 その他について	

令和5年 笛吹市議会 第1回定例会
 [議案に対する質疑及び代表質問]一覧

6	日本共産党	1	安保3文書と大軍拡に対する所見を問う	84-89
		2	基金の活用について	
	渡辺 正秀 議員	3	多目的芝生グラウンド整備について	
		4	危機管理アドバイザー設置について	

令和5年 笛吹市議会第1回定例会代表質問に関する質問及び回答

◎笛新会 武川 則幸 議員

3 子育て環境の充実整備について

(5) 学校給食費の恒久的な無償化に取り組む考えはないか。

答弁

期限を設けない給食費の無償化については、財源の確保等を含め、総合的に検討してまいります。

なお、今年度に引き続き、令和5年度も物価高騰による食材費の増加分を市が負担することとし、必要経費を令和5年度当初予算に計上しています。

(6) 御坂中学校の校舎等改築事業について、工事内容と工程は。

答弁

御坂中学校の校舎等の改築は、令和5年度に仮設校舎の設置、部室棟の改築、屋内運動場のトイレの改修及び防球ネットの増設を、令和6年度から令和7年度にかけて校舎の改築、柔剣道場の改修と外構の整備を予定しています。

◎笛政クラブ 岡 由子 議員

7 図書館や文化財等でのイベントについて

(1) 教育文化関連施設等は何か所あり、それぞれ実施していたイベントはどのようなものがあるか。

答弁

教育文化関連施設は、社会教育施設が15か所、公立の美術館・博物館が6か所、図書館が5か所あります。これらの施設では、市民講座や講演会、演奏会、企画展、映画会等、様々なイベントが開催されました。

今年度は、施設の利用制限が緩和され、定員まで収容可能となり、サッカー元日本代表の大久保嘉人氏によるスポーツ講演会や、山梨県警察音楽隊演奏会等の大規模なイベントも開催されるなど、コロナ禍以前の状況に戻りつつあります。

(2) コロナ禍以前に行われていた市内図書館や文化財等を活用したイベントの再開予定は。

答弁

市内図書館では、現在、予約制によるおはなし会や映画会などのイベントを開催しており、3月11日には、黒田杏子氏を講師に迎え、4年ぶりに「飯田龍太を語る会」を再開します。また、字を読むことや絵を見ることに不便さを感じる方も利用しやすい図書を集めたコーナーを設置するなど、新しい企画にも取り組んでいます。

文化財を活用したイベントについては、史跡めぐりや国分寺跡発掘現場の現地説明会などを実施しており、2月には、八代地域の文化財を巡るウォーキングを開催しました。

(3) 文化協会の活動発表の場がコロナ禍で中止となったが、今後支援する予定は。

答弁

コロナ禍で実施できなかった文化祭や、文化協会会員による展示、演奏会等の芸能発表の活動については、コロナ禍以前と同様に支援してまいります。

◎誠和会 中村 正彦 議員

2 子育て、少子化対策について

(3) 子育て教育費用の負担は大きく、給食費や修学旅行費の公費負担による市の考えは。

答弁

給食食材料費の高騰分に対する支援を、令和5年度においても継続することとしています。期限を設けない給食費の無償化については、財源の確保等を含め、総合的に検討していきます。

修学旅行費については、全ての児童生徒を対象に、最大1人当たり小学生8,200円、中学生1万400円を公費負担し、経済的に支援を要する家庭には就学援助費として、小学生2万2,690円、中学生6万910円の補助を行っています。

(6) 市が開設した「ステラ」の現状と今後の課題は。

答弁

現在通室している児童生徒は、定員30人に対し25人で、個に応じた学習や交流活動等を通じて、学校復帰や社会的自立に向けた生活習慣づくり等の支援を行っています。

課題については、継続して通室することが難しい児童生徒に対して、学校や保護者、関係機関と連携した効果的な支援をしていく必要があると考えています。

5 学校給食における食物アレルギーについて

(1) 調理場でアレルギー除去食を提供するためにどんな設備や体制が必要か。

答弁

設備については、食物アレルギー除去食を調理するための専用調理室、専用の食器と配送用の収納用品が必要です。体制については、食物アレルギー除去食に対応するための栄養士及び調理員の確保、学校生活管理指導表に基づく保護者との情報共有、対象児童生徒に確実に除去食を提供する校内体制が必要です。

(2) アレルギー除去食の調理スペースの無い調理場の改修予定は。

答弁

令和5年度に御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センター、令和6年度に春日居学校給食共同調理場と石和中学校の調理場の改修を行う予定です。

(3) 市内で学ぶ全ての子どもが安心して美味しい給食を食べるための取り組みは。

答弁

アレルギー症状を引き起こす原因となるアレルゲンを除去した献立の工夫、食物アレルギーへの理解を深める学級指導、食物アレルギー発症時における教職員の対応力の向上等に取り組んでいきます。

◎公明党 中川 秀哉 議員

3 子育て、少子化対策について

(1) 令和4年度ヤングケアラーの実態に関する調査報告書に対する本市の評価と今後の取り組みは。

答弁

小学6年生及び中高生を対象とした県の調査結果では、有効回答数28,179件のうち、自身をヤングケアラーとした回答は237件、0.8パーセントでした。これに対して、本市の有効回答数は2,173件で、そのうち14件、0.6パーセントがヤングケアラーであると回答しており、県全体と比較して0.2ポイント低い結果でした。

しかし、調査を踏まえ、ヤングケアラーへの理解の更なる促進や支援を求めやすい環境づくり等が課題と認識しており、これらへの対策が重要と考えます。

本市では、今年度、市内小中学校へのポスター及びリーフレットの配布、市ホームページ及び広報紙への記事掲載、石和地区民生委員・児童委員協議会及び笛吹高校での事例報告等、ヤングケアラー支援の啓発活動を実施しました。また、昨年7月と本年2月に、ヤングケアラー支援関係者会議を開催し、庁内における支援体制の強化を図りました。

今後もこれらの取組を継続し、ヤングケアラーに対する理解と周知の促進、子どもが安心して相談できる体制の充実に努めます。

(2) 子供の貧困（虐待・いじめ防止など）の更なる対策は。

答弁

本市では、虐待の通告を受領した場合、速やかな安否確認と、関係機関で構成する要保護児童等対策地域協議会で、事案に対する支援方針等を協議し対応しています。しかしながら、近年全国で発生している児童虐待の事案においては、関係機関の連携や情報共有が不十分であったことが課題の一つとされています。

このため、令和5年3月から、国の仕様に準拠した児童相談システムを導入し、子育て支援課の子育て支援担当及び母子保健担当並びに学校教育課にシステム端末を設置し、庁内の連携強化を図ります。将来的には、自治体間や児童相談所との情報共有による連携強化を目指し、児童虐待への迅速かつ的確な対応、支援につなげていきます。

また、経済的支援が必要な家庭の児童生徒が、貧困を理由にいじめられることがないように、給食費や学用品費、校外学習費等を補助しています。

4 学習支援について

(1) 教育現場における子ども向けネット依存やSNS依存の危険性を学ぶ学習指導は。

答弁

各学校では、教育課程に情報モラル教育を位置付けていて、児童生徒は、技術科、道徳、学級活動を中心に、インターネットの依存による危険性や適切な利用について学んでいます。また、スマートフォンの使い方について、外部講師を招いた学習会を開催し、児童生徒と保護者が一緒に学んで理解を深めている学校もあります。

(2) 希望する小中学生が安心して登下校するために公共交通を利用するなどの安全策は。

答弁

本市の小中学生の登下校については、文部科学省の基準を踏まえ、登下校時の安全教育を実施する中で、小学生は原則徒歩、中学生は原則徒歩又は自転車としています。通学が困難な一部の地域については、スクールバスを運行していますが、現時点では、安全対策として公共交通による登下校は実施していません。

(3) 不登校の小中学生に対する、行政、学校、地域、民間などが連携した支援は。

答弁

本市においては、誰一人取り残さないという理念のもと、本年度から教育支援センター「ステラ」を開設し、不登校児童生徒の柔軟な学びを保障しています。「ステラ」では児童生徒の在籍校や保護者、県相談支援センター等と連携するとともに、地域人材を外部講師に招くなど、行政や学校、地域、民間が連携して児童生徒の居場所を確保し、学習や生活支援の充実に努めています。

なお、不登校特例校や夜間中学校の設置については、現時点では考えていません。

令和5年 笛吹市議会 第1回定例会
 [議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	答弁書 ページ
1	渡辺 清美 議員	1 発達性読み書き障害(ディスレクシア)について	1
		2 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム)の投与について	4
2	河野 智子 議員	1 更なる子育て支援を求める	6
		2 医療機関・介護事業所等への支援について	8
3	荻野 謙一 議員	1 農地不法転用(農地法第4条、5条違反)と思われる事案が25年以上前に大規模に行われ、現在に至る件について	10
		2 ひとり親世帯、困窮世帯、非課税世帯への電気料金・ガス料金の補助について	14
4	山田 宏司 議員	1 特別支援学級、不登校児童生徒の現状と取り組みについて	17
5	神宮司 正人 議員	1 コロナ発生後3年を経過し学校現場での対応について	24
		2 後期高齢者への人間ドック助成金について	28

令和5年 笛吹市議会第1回定例会一般質問に関する質問及び回答

1 渡辺 清美 議員

1 発達性読み書き障害「ディスレクシア」について

(1) ディスレクシアの疑いがある児童生徒の把握と早期発見のための検査について。

答弁

保護者からの相談や児童生徒からの訴えのほか、学校での学習や生活の様子により、ディスレクシアが疑われる児童生徒は、概ね80人程度いると考えています。学校ではディスレクシアに関する検査は行っていませんが、疑いのある児童生徒については、医療を含めた支援方法について本人及び保護者と相談し、理解を得た上で医療機関につなげています。

(2) 障害の困難さを軽減するための、タブレット端末やデジタル教科書の効果的な活用について。

答弁

小学校5年生から中学校3年生までの英語の授業では、一人一台タブレットを使用し、児童生徒用デジタル教科書の音声機能を活用しながら学習を進めています。そのほかの教科でも、画面上の本文を読み上げる機能や、読み上げる部分をハイライト表示させる、機能を備えたダイジー教科書を使用し、読みの課題に応じた授業を実施している学校もあります。

教育委員会としても、ICT支援員を中心に一人一台タブレットの活用事例を、市内の小中学校間で共有し、音声教材等を活用した学習の推進に努めています。

(3) 保護者や医療機関との連携、早期療育につなげる必要性について。

答弁

各学校では、日頃から保護者や医療機関等と連携を図りながら、児童生徒の実態把握に努めています。ディスレクシアを含む学習障害の相談には、ふえふき教育相談室が対応し、早期療育と適切な支援を行い、必要に応じて、医療機関や県の相談支援センターにつなげています。

(4) ディスレクシアに関する理解を促す取り組みについて。

答弁

各学校では、教職員が県の研修を受講して、ディスレクシアについての理解を深めるとともに、児童生徒には、教育活動全体を通じて、インクルーシブ教育の大切さを指導しています。

また、保護者には、山梨県総合教育センターが作成したリーフレット「学習障害ディスレクシアのある子供への支援」を配布するなど、理解を促す取り組みを進めています。

2 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液「プロラム」の投与について。

(1) プロラムの投与に係る国の事務連絡を、各学校にどのように伝達したか。

答弁

文部科学省の事務連絡では、学校現場での治療薬の投与は、緊急やむを得ない措置として行うもので、当該児童生徒が医師から書面で指示を受けていること、保護者から学校に投与の依頼があること、投与後に医療機関で受診させること等(など)の条件を満たす場合には、医師法違反にならないとされ、その内容を各学校に文書で通知しました。

さらに、校長には、学校経営者会議でプロラム投与についての適切な対応について再確認しました。

(2) プロラム投与に適切に対処するための体制整備について。

答弁

緊急時に適切な対応ができるよう、各学校では、養護教諭が県の研修を受講し、教職員に対して校内研修を実施しています。

医療的情報については、プログラムに限らず、各学校で「学校生活管理指導表」や「医療用医薬品預かり書」で管理し、遺漏防止に努めています。

2 河野 智子 議員

1 更なる子育て支援を求める

(1) 現在、無償化を行っている小中学校や保育所の給食費について。

答弁

令和 5 年度において保育所の主食費及び副食費並びに小中学校の給食費を無償化する考えはありませんが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、物価高騰による給食食材料費の増加分に対する支援を 1 年間継続することとしています。

期限を設けない給食費の無償化については、今後、財源の確保等を含め、総合的に検討していきます。

(3) 高校・大学進学時のパソコン購入費用の助成について。

答弁

国では、大学や短大などに通う学生を支援するため、世帯収入に応じて給付型奨学金を受けられる「高等教育の修学支援新制度」を、令和 2 年度から実施しています。

県では、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方を対象に、県立高等学校などの入学に伴うパソコンやタブレット端末の購入を支援するため、令和 4 年度から「県立高等学校等一人一台端末購入支援給付金制度」を実施しています。

そのため、現時点で、市としてパソコン購入費用を助成することは考えていません。

4 山田 宏司 議員

1 特別支援学級、不登校児童生徒の現状と取り組みについて

(1) 不登校児童生徒について

(ア) 不登校児童生徒数について。

答弁

令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 月末までに、病気や経済的理由を除いて 30 日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学生 46 人、中学生 99 人です。

(イ) 不登校者数の推移について。

答弁

平成 30 年度が 97 人、令和元年度が 107 人、令和 2 年度が 139 人、令和 3 年度が 160 人です。令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限等の影響もあり、増加傾向が強まっています。

(ウ) 地域ごとの不登校者数の差について。

答弁

学校規模や校種にもよりますが、不登校児童生徒の割合で、全国平均を上回っている学校が多い地域は、石和町と一宮町です。若干ではありますが地域による差が見られます。

(エ) 現状の不登校者数をどう捉えているか。

答弁

本市の不登校児童生徒数の割合を、全国と比較すると、小学生は同等、中学生は若干高い状況です。なお、全国的に、不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、大きな課題であると認識しています。

(オ) ほぼ登校できずにいる人数の把握について。

答弁

毎月、各学校から児童生徒の欠席状況の報告を受け、不登校者数を把握しています。ほぼ登校できずにいる市内の小学生は5人で、中学生は26人です。

(カ) 不登校の要因について。

答弁

国の調査方法に基づいて調査しています。全国の結果と同様、無気力や不安、生活リズムの乱れ等が多い傾向にあります。

(キ) 不登校児童生徒に対応する教員等の人数について。

答弁

県は不登校児童生徒に対応する教員の授業時数を軽減するために、不登校指導加配教員を配置しています。本市には、中学校のみ4人が配置されていて、そのうち3人は非常勤で、十分とはいえない状況です。そのため、引き続き県に対して、学校現場の実情に応じた教職員の増員を要望していきます。

(ク) 市教育支援センター「ステラ」について、今の施設で良いか、移転の計画はあるか。

答弁

ステラは、個別学習室や多目的ルーム、職員室のほか農園も備えていて、市に移管されてからはインターネット環境も整備しました。立地も良く、教育支援センターとしての機能は備わっていると考えています。

一方、移転等については、県の施設を借用していることから、将来的に検討していきたいと思えます。

(ケ) 登校できるようになった際の学校生活における環境づくりや取り組みについて。

答弁

不登校児童生徒の学校復帰の際には、特に学習の進度や友人関係、家庭生活等の状況を、保護者や「ステラ」、ふえふき教育相談室など関係機関と共有するとともに、学校では別室を確保し、個別指導等の支援を行っています。

(2) 特別支援学級について

(ア) 利用している児童生徒数は。

答弁

令和4年度に、特別支援学級に在籍している小学生は170人、中学生は68人です。

(イ) 対応する教職員や専門職の人数、接し方や知識などを十分に持ち合わせた人員の配置について。

答弁

教員は、県の特別支援学級の学級編制基準で、1学級あたりの児童生徒数7人に対して1人が配置されます。しかしながら、特別支援学級は、複数の学年の児童生徒が在籍する複式学級が多いため、適切な教員の配置数とはいえず、市費負担のサポーターを配置して対応しています。

専門職については、特別支援学校免許状を持っている教員もいますが、十分な配置数とはいえません。また、特別支援教育についての指導法や知識については、県の研修や校内研修によって研鑽を積み、専門性を身に付けています。

(ウ) 差別やいじめなどの問題解決やケアについて。

答弁

各学校では、障がいの有・無にかかわらず、お互いを尊重し合いながら、学習や生活をする態度を育てていますが、時として差別やいじめに発展することもあります。

各学校では、差別やいじめの未然防止や早期発見に努めていますが、問題が生じた場合は、特別支援コーディネーターや生徒指導担当が中心となって、組織的に対応するとともに、保護者と連携しながら解決を図っています。

(エ) 施設のバリアフリー化に向けた整備計画について。

答弁

校舎のバリアフリー化は、新築や改築、大規模改修の際に合わせて整備していく計画です。また、毎年、各学校から支援が必要な児童生徒の受け入れについて聞き取り、随時、必要な整備を行っています。

(3) 不登校児童生徒、特別支援学級について

(ア) 心などに問題を抱える児童生徒に対応できる教職員、専門職の配置、知識の取得、人員数について。

答弁

各学校に教育相談や生徒指導を担当する教員を置き、県の研修や校内研修により専門的な知識を身に付けています。専門職については、県が、全学校にスクールカウンセラーを配置し、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

しかしながら、配置人数が十分ではないことから、県に対して、専門性を持った教職員の増員や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの年間活用時間の拡大を要望しています。

(イ) 心などに問題を抱える児童生徒が不登校になった事例と対応について。

答弁

学業や友人関係等の悩みや不安を抱えている児童生徒が、登校しても徐々に教室に入れなくなり、別室で個別の学習を実施しつつも、やがて不登校になってしまうケースは少なくありません。

各学校では、不登校の兆候がある早期の段階において、教職員間で児童生徒の様子をこまめに情報交換するとともに、個別の相談支援やスクールカウンセラーのカウンセリングにつなげるなどの対応をしています。

(ウ) 不登校児童生徒や特別支援学級を利用する児童生徒への取組や対応、サポート体制について。

答弁

不登校児童生徒や特別支援学級を利用する児童生徒に対しては、ICTを活用した個別の学習支援、校内で安心して落ち着ける教室環境づくり、スクールカウンセラーと連携した相談支援の充実を図っています。また、不登校児童生徒に対しては、市教育支援センター「ステラ」において、基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善に向けた適応指導を行い、学校復帰に努めています。

なお、サポート体制については、教職員に対して県の研修への参加を促し、教育相談等の専門性の向上を図っています。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を強化するとともに、ふえふき教育相談室の相談員の増員に必要な経費を、令和5年度当初予算に計上し、カウンセリング体制の強化を図ります。

4 神宮司 正人 議員

1 コロナ発生後3年を経過し学校現場での対応について

(1) 小中学校の児童・生徒及び家族の最近の感染状況の把握について

答弁

令和4年9月30日以降の感染状況の把握については、保護者から欠席の連絡を受けた学校が、毎日、欠席者・感染症情報を共有する「サーベイランスシステム」を使って、感染や濃厚接触による欠席状況を入力しています。

教育委員会は、このシステムにより、小中学校ごとの児童生徒の感染状況を欠席者数として把握しています。これによると、本年3月2日の欠席者数は3人で、昨年12月21日の115人をピークに減少を続けています。

なお、児童生徒の家族の感染状況は把握していません。

(2) コロナ前と比較した際の状況について

(ア) 子ども達の心の変化、学校生活で変わったところについて。

答弁

心の問題は顕在化しにくいですが、新型コロナウイルスの影響により、集中できない、イライラするといったストレスを抱えている児童生徒が増えていることを認識しています。

(イ) 子供達の心身の発達状況に問題は見られないか。

答弁

学校や家庭生活等での活動の制限から、今年度の全国体力・運動能力調査において、全国的な児童生徒の体力の低下が明らかになりましたが、本市においても同様の結果となっています。特に、小学生の持久力に課題が見られます。

(ウ) 不登校・発達障害・適応障害、風評被害やいじめの状況について。

答弁

コロナ禍前と比較して、発達障害・適応障害への影響、風評被害やいじめについて、大きな変化は見られません。一方で、不登校については、感染防止対策による行動制限等の影響もあり、増加傾向が強まっていると認識しています。

(3) 県は25人学級を新年度から3,4年生に順次拡大するとの方針だが、コロナ禍での本市の考えについて

答弁

少人数教育は、きめ細かな指導に加えて、コロナ禍においても密集・密接を避けて教育活動を実施することができます。そのため、引き続き、県に対して25人学級の確実な実施を要望していきたいと考えています。

(4) 感染した子供、感染に対してナーバスになっている子供への心理的ケアについて。

答弁

感染した児童生徒への心理的ケアについては、心の変化を見逃さないよう、教職員が組織的に対応し、各学校に配置されているスクールカウンセラーと連携しながら相談に応じることで、不安の解消に努めています。

また、感染に対してナーバスになっている児童生徒に対しては、学級指導や保健指導の際に、新型コロナウイルスについての正しい知識を身に付けさせ、感染者等に対して適切に接することができるよう指導しています。

(5) 学校の先生への影響について。

答弁

感染した児童生徒へのサポート、教育活動が制限された中での学力の保障、毎日の感染症対策等、精神的に大きな負担が続いていることが挙げられます。また、現場では、マスクを着用した中で教育活動を実施しているため、児童生徒の表情を捉えることが難しく、生徒指導に悩むといった声もあります。